

# 企業監査の新たな地平

八 田 進 二

## I 企業監査に対する基本的視点

一般に、社会的な存在として活動を行う企業においては、事業活動が健全に行われることを監視し、かつ、信頼しうる企業情報の開示を保証するために、監査機能が有効に働くことが不可欠といえる。そのため、不特定多数の利害関係者に関わりを有する公開会社の場合には、法制度的にも、監査役(会)ないしは監査委員会による監査に加えて、会計監査人による外部監査が強制されていることは周知のとおりである。また、内部統制の構成要素の一環として、内部監査の重要性も認識されており、これらの監査機能が、本来の役割と責任を適切に履行することが、企業を取り巻く監査の前提にあるといえる。こうした監査機能が実効性を有することではじめて、健全な企業活動を規律付けるコーポレートガバナンスの強化も図られるのである。

しかし、21世紀幕開けの2001年12月に、連邦破産法第11章の適用を申請して経営破綻したエンロン社に係る会計不祥事を契機に蔓延し始めた、米国発「会計不信」の嵐は、その後、全世界を席卷するほどに多くの影響を及ぼすこととなった。この結果、米国が下したひとつの結論は、資本・証券市場に対する信頼性の喪失を一掃するために、厳格な法による規制をもって対処するという方向であった。そのため、翌2002年7月30日、異例の早さで『2002年サーベインズ=オックスリー法』(以下、「企業改革法」<sup>1)</sup>)を成立させたのであり、市場経済の秩序を堅持することがいかに重要であるかを物語るもの

であったといえる。同法では、CEO・CFOといったトップマネジメントに対して、年次報告書および四半期報告書に対する宣誓を要請すること（302条、906条）で、経営責任を有する者の責任意識の高揚を図るとともに、内部統制報告書の提出と監査人の関与を要請している（404条）。これは、エンロン事件後の会計不正防止に向けた強化策として導入されたものであり、市場の主人公である企業およびその責任者に対しての基本的な規律付けを求めたものといえる。

一方、わが国においても、こうした会計不祥事は対岸の火事ではなく、社会の注目を浴びた近時の会計不正事件として、カネボウ事件（2005年）、ライブドア事件（2006年）、日興コーディアル事件（2006年）およびオリンパス事件（2011年）、さらには、東芝事件（2015年）等が挙げられる。そのため、こうした会計不正を抑止ないしは防止するための施策も含め、この間、商法は会社法に、また、証券取引法は金融商品取引法に衣替えして、企業監査を取り巻く状況についても、幾つかの見直しと改革が講じられてきている。

これら、いずれの会計不正についても、第一義的に財務報告に係る経営者の責任が問われていることは当然であるが、それに加えて、かかる不正を事前に防止、ないしは早期に発見できなかった監査の実効性についても厳しく問われてきているのである。

そこで、本稿では、そもそもわが国における企業監査の両輪をなす会計監査人監査<sup>2)</sup> および監査役監査の原点を振り返ることで、現在の企業監査の実態を制度面から検討するとともに、こうした会計不正を払拭するために、内

- 1) 同法の正式名称は、「証券諸法に準拠し、かつ、その他の目的のために行われる企業のディスクロージャーの正確性と信頼性の向上により投資家を保護するための法」(Act to protect investors by improving the accuracy and reliability of corporate disclosures made pursuant to the securities laws, and for other purposes) であるが、同法1条において「2002年サーベインズ＝オックスリー法」と略称する旨が規定されている。但し、わが国では、当初より「企業改革法」なる呼称を用いていることから本稿もこれに従っている。
- 2) ここに会計監査人監査とは、会社法上の公認会計士または監査法人による監査だけでなく、広く、金融商品取引法の下での公認会計士または監査法人による外部監査全般を示す概念として使用している。

部監査を含めた企業監査はどうあるべきなのかといった問題意識のもと、将来の企業監査に関する新たな視点を模索することとする。

## II 会計監査人による監査の原点

わが国における上場会社等に対する監査の起源は、昭和25（1950）年改正の証券取引法第193条の2の規定（すなわち、上場会社等における財務書類については「公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならない」との規定）による公認会計士による財務書類の監査に求められる。かかる監査の導入に際して、同年制定の「監査基準」では、その前文の「財務諸表の監査について」の「2 監査の必要性」の項において、公認会計士監査の性格について、以下のような理解を示していた。

監査は過去においては、不正事実の有無を確かめ、帳簿記録の成否を検査することをもつて主たる目的としたものであつたが、企業の内部統制組織即ち内部牽制組織及び内部監査組織が整備改善されるにつれて、この種の目的は次第に重要性を失いつつある。企業はあえて外部の監査人をまつまでもなく、自らこれを発見するとともに、未然にその発生を防止しうるようになったからである。…中略…

かくて企業の内部統制組織が、如何に周到に整備され、有効に運用されようとも、これを以て監査に置き換えることはできない。内部統制は不正過失を発見防止するとともに、企業の定める会計手続が守られているか否かを検査するにとどまるに反し、監査は会計記録の成否を確かめるばかりでなく、さらに「企業会計原則」に照し、公正不偏の立場から経営者の判断の当否を批判するものであつて、両者はその本来の任務を異にするからである。（下線は筆者挿入。以下同様）

さらに、「3 監査実施の基礎条件」の(2)においては、以下のように、監査受け入れの条件として内部統制が整備されていることを規定していた。

監査を実施するには、監査を依頼する企業の側において、あらかじめその受入体制が整備されていなくてはならない。即ち整然たる会計組織を備えて正確な会計記録を作成するとともに、内部牽制組織を設けて不正過失の発見防止につとめ、又規模の大きな企業においては、内部監査組織により自ら定期的に監査を行つて会計記録の信頼性を確保すること等がこれである。企業に内部統制組織の用意がなく、たとえあつても不完全な場合には、勢い監査人は個々の取引記録について精査を行わざるを得ないのである。その結果、監査の実施に多大の時日と多額の費用とを要し、企業は到底その負担に堪えられないこととなる。それ故内部統制組織が監査の前提として必要であつて、監査人はこれを信頼して試査をなすにとどめ、精査を行わないのが通例である。本来監査が強制されると否とに拘らず、適切にして有効な内部統制組織を整備運営して、取引を正確に記録するとともに財産の保全を図ることは、外部の利害関係人に対する経営者の責務である。

つまり、わが国の場合、公認会計士監査導入の当初から、不正の発見ないし防止は内部統制の範疇で対応されるべきものであり、公認会計士による外部監査の主要な目的と捉えていないのである。また、そうした内部統制を有効に整備、運用する責任は、あくまでも経営者にあることを明示していたのである。

こうした理解の下、さらに「実施基準」においては、長年の間、企業の内部統制の信頼性の程度を勘案して、監査人は試査の範囲を合理的に決定すべしとする規定が置かれてきたのである。とりわけ、昭和41（1966）年改訂の「監査実施準則」では、監査手続を「通常の監査手続」と「その他の監査手続」に分けるとともに、前者については、これを商工業を営む株式会社で、適当な内部統制組織を有するものに対し、監査人が財務諸表監査を行う場合における「通常の監査手続」ということで、①予備調査の手続、②取引記録の監査手続、および③財務諸表項目の監査手続に分けて、具体的な手続を示

していた。この内、内部統制組織の評価については、まず、予備調査の手続において、「内部統制組織の信頼性の程度を確かめるため、内部統制の質問書に回答を求める等、適当な方法によってその整備の状況を調査する（初度監査の場合。）」および「内部統制組織等の重要な事項についての変更の有無を確かめ、変更が行なわれたときは、当該変更の内容および理由を調査する（連続間の場合。）」と規定していた。

さらに、取引記録の監査手続に際しては、「取引記録の監査手続の目的は、会社の内部統制組織が実際に有効に運用されているかどうか…略…を調査することにより、取引記録の信頼性の程度を確かめることにある。」と規定していた。このように、わが国の場合、企業の内部統制の整備状況および運用状況を確認することこそ、試査を前提とする公認会計士監査の根幹を成すものであるとの考え方が定着してきているのである。

なお、かかる規定は、その後、平成3（1991）年の監査基準等の改訂により消滅することとなったものの、そこでは、従来の考え方を踏襲するだけでなく、さらに、監査人が重要な虚偽記載を看過することのないよう、監査の失敗を防止するため、以下のような規定に改訂されることとなった（「監査実施準則」5）。

監査人は、監査計画の設定に当たり、財務諸表の重要な虚偽記載を看過することなく、かつ、監査を効率的に実施する観点から、内部統制の状況を把握するとともにその有効性を評価し、監査上の危険性を十分に考慮しなければならない。

内部統制の有効性を評価するに当たっては、内部統制組織の整備と運用の状況のみならず、それに影響を与える経営環境の把握と評価を行わなければならない。

このように、上記の規定では、経営者の責任の範疇に置かれている内部統制の整備および運用責任の履行状況を、監査人が確認するに際しては、それに影響を与える経営環境の把握と評価を行うことを求めるようになったので

ある。それは、激変する企業環境により、既存の内部統制が機能不全ないしは制度疲労をもたらす可能性があり、結果として、財務諸表の虚偽記載につながる恐れがあるとの理解が示されたものと解される。つまり、内部統制は固定的なものではなく、絶えず変化する概念であり、有効かつ効率的な事業運営を支える仕組みとして有効であるために、その評価に際しては、経営者の意向を加味したうえで、常に、整備と運用の両面にわたっての継続的な検証が不可欠なのである。

さらに、平成14（2002）年の監査基準の改訂により、内部統制については、実施基準の「1 基本原則」「2 監査計画の策定」および「3 監査の実施」の項目において、それぞれ、内部統制を適切に理解し、その整備状況および運用状況を評価し、かつ、その結果等に応じて、監査計画の策定、実施すべき監査手続の時期および範囲の決定、必要とされる実証手続の実施等を行う旨が規定されることとなった。まさに、財務諸表監査は内部統制の有効性の監査と密接不可分の関係にあることを明確に示唆しているものと解される。

このように、わが国の場合、公認会計士監査と内部統制の評価は唇齒輔車の関係にあるというべきものであり、公認会計士監査の主たる目的が財務諸表の信頼性を保証するものであるとするならば、その財務諸表の信頼性を支えるものが有効な内部統制であると捉えられるのである。しかし、内部統制に対するこれまでの理解は、監査基準における規定からも明らかのように、あくまでも、監査人の視点に依拠したものであり、本来の主人公である企業の経営者の視点が明示的に示されていないからである。そのため、わが国の場合、不正な財務報告といわれる財務諸表の虚偽記載問題が露呈すると、監査の失敗ではないかということで、直ちに監査人の責任を追及する傾向が強く見られるのである。しかし、そもそも不正を実行するのは企業サイドの関係者であり、それを防止ないしは抑止する仕組みとして内部統制が機能していなかったということから、かかる不正リスクが顕在化するのである。それどころか、こうした不正を主導する関係者として経営者が介在する場合には、従来の内部統制の範疇の埒外にあるものとして、これを「内部統制の限

界」と捉えてきている。そのため、監査人は、こうした内部統制の限界を可能な限り極小化して、重要な虚偽記載を看過しないことが強く求められているのであり、そのための施策を講じることがますます重要になってきているのである。

### Ⅲ 株式会社における監査役制度の変遷

ところで、戦後のわが国の企業監査に関する制度は、前述の証券取引法の下での公認会計士による財務書類の監査と、昭和25（1950）年制定の商法第274条の規定（すなわち、「監査役ハ何時ニテモ会計ノ帳簿及書類ノ閲覽若ハ取締役の謄写ヲ為シ又ハ取締役ニ対シ会計ニ関スル報告ヲ求ムルコトヲ得」との規定）の下での監査役による会計の監査の2本立てでの制度化が図られたのが始まりである。当初、商法が求めていた監査役による監査は、あくまでも会計監査に限定されており、いわゆる取締役の経営の監視については、これを取締役会の任務としていたのである。その後、証券取引法の下での上場会社等における会計および監査制度が相応の成果を上げてきたということもあり、そしてまた、企業不祥事の事前防止等からの要請もあって、昭和49（1974）年の商法改正および商法特例法の制定を通じて、上場等の有無にかかわらず、一定規模以上の株式会社（当初は、昭和49年改正法附則2条の経過措置により資本金10億円以上の株式会社のみが対象であったが、その後、昭和56（1981）年の商法改正により、資本金が5億円以上または負債の合計金額が200億円以上の株式会社を対象とされた、（以下、大会社と称する））に対して、証券取引法の下での外部監査と同様の会計監査人による監査が導入されることとなったのである。

それに即して、商法第274条の規定も「監査役ハ取締役ノ職務ノ執行ヲ監査ス」と改正され、監査役に対して、昭和25（1950）年前に付与されていた業務監査権限を復活させたのである。その結果、それまでは監査役の基本的任務とされていた会計監査について、大会社の場合には、これを会計監査人による会計監査に全面的に依拠することが可能となり、監査役には会計監査

人の監査の方法および結果の相当性についての意見表明が求められることとされたのである。そのため、大会社における監査役の場合には、会計監査人が対象としない会計以外の業務の監査を遂行することが主たる任務とされることとなったのであり、明らかに、監査役の役割に対する制度面での期待の変化が見て取れるのである。いわば、大会社の監査役については、会計監査人との役割ないしは業務分担を図ることで、監査役自身に求められる最大の使命が、業務監査の名のもとに、経営執行に対する監視・監督にあることが明確にされたのである。

商法は、その後も、監査役の地位および権限の強化等を通じて、監査役制度の実効性を高めるための改正、すなわち監査役の任期の伸長および員数の増加等の改正を順次行ってきたが、残念ながら、監査役監査に対する社会からの信頼性は決して高まってこなかったというのが実情である。それどころか、監査機能の遂行に際して、監査担当者が本来有すべき適格性要件ともいえる独立性と専門性という観点からは、それらを監査役に要請する規定はない。加えて、わが国の監査役制度については、諸外国に例のない制度であるということだけでなく、海外の目から見ても、法の建付けと異なり、会計監査人による外部監査よりも上位に位する独立的な監査であるとは捉えられてはいないのである。そのため、平成14（2002）年の商法改正では、米国型の実効性の高いガバナンスシステムの導入ということで、大会社に関しては、監査役設置会社に代えて、別途、委員会等設置会社（その後、委員会設置会社に名称変更がなされたのち、現在では、指名委員会等設置会社と称されている。）<sup>3)</sup>の選択制を導入したのである。

なお、この委員会設置会社の場合には、執行役に業務執行権限が委譲されているため、取締役は、原則的には会社の業務を執行しない。そのため、監査役設置会社とは異なって、経営の執行と監視・監督が明確に分離されてお

3) なお、わが国で導入した委員会等設置会社では、取締役会の中に、社外取締役が過半数をなす指名委員会、報酬委員会そして監査委員会の3委員会を必置とすることで、取締役会が経営を監視する一方、業務執行についてはこれを執行役に委ねるという形態のものであり、必ずしも米国と同様の形態をなしているものではない。



り極めて透明性が高いことから、会社を取り巻くステークホルダーのみならず国際的にも説明責任を十分に履行することが可能であるとされている。

しかしながら、こうした制度改革とは裏腹に、わが国の場合、この委員会設置会社を導入する会社は極めて限定的であり、立法の趣旨が十分に活かされてこなかったのである<sup>4)</sup>。そこで、平成26（2014）年の会社法改正では、「社外取締役等による株式会社の経営に対する監査等の強化並びに株式会社及びその属する企業集団の運営の一層の適正化等を図る」との趣旨から、新たに監査等委員会設置会社制度を創設するとともに、社外取締役の要件を改めること等の改正がなされた。つまり、従来の委員会設置会社を指名委員会等設置会社に名称変更するとともに、別途、社外取締役が過半数を占める監査等委員会が、取締役の職務の執行の監査を行うというものであり、現行の社外監査役を含む監査役会の構成員を取締役会の中に移管するという、まさに、日本型の取締役会が想定されているものと解される<sup>5)</sup>。

- 4) 委員会設置会社（現行の指名委員会等設置会社）については、制度導入後、既に、10年を超えているが、下記に示す通り、それを採用する企業は極めて少なく、また、一旦は採用した企業にあっても、再び監査役設置会社に移行する場合もあり、制度自体が迷走している（日本取締役協会公表の資料「指名委員会等設置会社リスト（上場企業）」2015年7月28日現在）。

#### 移行企業数の推移

2003年	44社
2004年	+ 16社（△ 1社）計59社
2005年	+ 11社（△ 3社）計67社
2006年	+ 6社（△ 3社）計70社
2007年	+ 3社（△ 3社）計70社
2008年	+ 4社（△ 3社）計71社
2009年	+ 5社（△ 5社）計71社
2010年	+ 2社（△ 11社）計62社
2011年	+ 1社（△ 4社）計59社
2012年	+ 1社（△ 2社）計58社
2013年	+ 3社（△ 3社）計58社
2014年	+ 2社（△ 1社）計59社
2015年	+ 6社計65社

※各年の社数は、毎年12月末現在

- 5) 一般の会社法改正により新設された監査等委員会設置会社については、制度適用初年

ところで、商法および会社法では、このように監査役制度等の改革を通じてガバナンス体制の強化を目指してきているが、その際の前提として、会社サイドにおける内部統制システムの整備および運用並びに監査機能の改善、強化が求められてきているのである。つまり、当初は、平成14（2002）年の商法改正において導入された委員会等設置会社に対してのみ要請していた内部統制システムに関する規定を、平成18（2006）年の商法改正では、監査役設置会社の大会社すべてに対して、この内部統制システムに係る規定（すなわち、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」第362条4項6号）を明文化したのである。この規定に基づき、取締役会が内部統制システムについて決定または決議をした場合には、その概要を事業報告に開示しなければならず、監査役としても、それが監査対象とされていることから、当該事項の内容が相当でないと認めるときは、監査報告にその旨およびその理由を記載しなければならないのである。このように、内部統制システムに係る監査の導入を通じて、より一層、取締役の職務執行の妥当性ないしは適切性等に関する監査責任を担う局面が監査役に示されたことは、わが国の監査役制度の大転換点であるといえる。

さらに、会社法の施行とほぼ時を同じくして施行されることとなった金融商品取引法においては、平成20（2008）年4月1日以降開始事業年度から、財務報告に係る内部統制報告制度が導入され、財務書類に対する監査以外に内部統制報告書に対する監査制度が創設されたのである。つまり、ガバナンスの効いた企業の健全な活動の根底を支える有効な内部統制システムを整備、運用するためには、内部統制の継続的かつ広範なモニタリグが不可欠なのである。そして、そのモニタリングの中でも、内部統制の有効性の判断に向けて独立的かつ専門的な評価を行うことが期待されているのが、まさに、監査

---

度の平成27（2015）年11月9日現在、すでに監査等委員会設置会社に移行を実施ないしは表明している企業は、258社に上っており、今後もさらに増加の傾向にある（『週刊 経営財務』No.3236 2015.11.16、5頁）。

役および会計監査人による監査にあるといえる。

#### IV 企業不正問題と内部統制の課題

すでに見たように、試査を前提として実施されている今日の財務諸表監査の場合、それが有効かつ適切に履行されるための条件として、企業の内部統制が有効に機能していることが極めて重要である。しかし、企業の経営管理体制そのものともいえる内部統制については、これまでのわが国の場合、外部監査人の立場での議論が大半であって、本来の主人公である企業の経営者の視点が大きく欠落していたものと思われる。

とりわけ、近時、相次いで露呈した上場会社における経営者不正事件は、わが国企業のコーポレートガバナンスおよび内部統制の実効性に対して、深刻な問題を投げかけたことから明らかである。なお、ここにいう経営者不正事件とは、平成23（2011）年9月発覚の大王製紙（株）の会長による個人的使途に伴う連結子会社からの巨額の不正資金借り入れ事件、同10月に表面化したオリンパス（株）の過去20年間にわたって隠蔽され続けた「損失飛ばし」が限られた経営のトップによって仕組まれていた事件、および、平成27（2015）年4月に明らかになった（株）東芝の複数年にわたる不適切会計処理により、歴代のトップ3名が辞任することとなった会計不正事件である。そのいずれもが、不正を主導したのが、経営のトップであったこと、また、独立的な監視が期待される社外役員（社外取締役及び社外監査役）が複数名いたにも拘らず全く機能しなかったこと、さらには、オリンパスや東芝の場合には、かかる不正会計（すなわち、虚偽表示）が長年にわたって放置されてきたことから、外部監査を担う会計監査人に対する不信任を伴って、わが国の会計、監査そしてコーポレートガバナンスの脆弱さに対する問題が国際的にも指摘されているのである。加えて、こうしたわが国を代表する歴史ある著名企業において、経営者の責任が問われるような重大事件を引き起こしたことの意味は極めて重いものといえる。

ところで、上述した経営者不正の事案の場合、会社法および金融商品取引

法で求められている内部統制の整備および運用並びに報告の制度が全く機能しなかったのではないかと、との厳しい批判も見られるところである。確かに、内部統制の限界として、複数の担当者による共謀により、あるいは、経営者が不当な目的の為に内部統制を無視ないし無効ならしめることのあることは、知られているところである。しかし、本来は、健全な経営を託された経営者が有効かつ効率的に経営を遂行するために、組織内に張り巡らせた一連の仕組みないしはプロセスが内部統制である、ということから鑑みて、こうした経営者不正に対しては、どのような対策を講じることが可能なのか検討する必要もある。

周知の通り、トレッドウェイ委員会支援組織委員会（Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission; COSO）が1992年に公表した報告書『内部統制の統合的フレームワーク』を受けて、わが国の企業会計審議会が平成19（2007）年に公表した内部統制に関する基準では、内部統制について、以下のように定義している。

内部統制とは、基本的に、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守並びに資産の保全の4つの目的が達成されているとの合理的な保証を得るために、業務に組み込まれ、組織内のすべての者によって遂行されるプロセスをいい、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング（監視活動）およびIT（情報技術）への対応の6つの基本的要素から構成される。

健全な企業活動を支える内部統制が有効であるためには、ここに示された6つの基本的要素が、それぞれ組織内で整備、運用されることが不可欠なのであり、そのすべてが機能している時に内部統制は有効である、と評価されるのである。しかし、かかる要素の中で、最も重要であり、かつ、内部統制の有効性を保つのに最も困難を伴うと解されているのが「統制環境」である。というのも、統制環境とは「組織の気風を決定し、組織内のすべての者に対する統制に対する意識に影響を与えるとともに、他の基本的要素の基礎をな

し、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング及びITへの対応に影響を及ぼす基礎」を指すものと規定されているように、経営トップの経営哲学ないしは経営理念そのものであって、極めて定性的な要素だからである。COSOでは、これを Tone at the top と称しており、まさに、トップの気風というものが統制環境の中核を成しているとの理解を示している。このことから明らかなように、かつては内部統制の範疇に含まれないと解されていた経営者について、COSOでは、企業のすべての関係者を内部統制の範疇に含めて捉えていることから、経営者もその例外ではないのである。ただ、経営者の場合、自ら有する権限により、内部統制を無視することで無効化することがありうるということである。したがって、それをもって、内部統制の限界と捉える向きもあるが、凡そ、組織内の関係者であれば、いずれの者であっても、不当ないしは違法に内部統制を逸脱する場合も想定されるのであり、経営者以外の者に対しても内部統制は万能ではないのである。つまり、内部統制とは、複数の者によって職務が分掌され、かつ、互いに牽制、監視して、適正な行動を確保しようとするものであるところから、仮に経営者が不正行為を働く場合でも、必ずや複数の者が何らかの形で関与することで、そうした行為の実行は相当程度困難なものになると思われる。さらには、組織内部でのホットラインとか内部通報窓口等の制度を通じて、善良な者による通報等も期待されることから、おそらく今までのように事後的に傷が大きくなってから不正が発覚するというのではなく、事前に防止・抑止ないしは早期に摘発される可能性が高まることも期待できる。したがって、内部統制によって経営者不正は防げないと断ずるのではなく、かなりの部分が防げることを念頭に、より有効な内部統制の整備、運用が求められるものと思われる。

そのため、内部統制を有効に機能させるためには、整備状況および運用状況の両面にわたって、常に、継続的なモニタリング（監視または監督）を実施するとともに、企業を取り巻く環境等の変化に留意して、必要な是正措置を講じ続けることが不可欠なのである。したがって、こうしたモニタリング

が有効に実施されるためには、その一翼を担う内部監査機能が信頼しうるものとして組織に組み込まれているとともに、統制環境の有効性を評価するための監査役ないしは監査委員等の監査が機能することが求められる。

ところで、平成20（2008）年から導入された金融商品取引法の下での内部統制報告制度の場合、内部統制利構成要素のすべてに重要な欠陥がない場合に「内部統制は有効である」旨の意見が表明され、それに対する監査も実施されているのである。しかし、後日、企業不正ないしは虚偽の記載等の不祥事が発覚した場合、そして、その原因が内部統制の重大な不備に起因することが明らかになった場合には、過年度に遡って内部統制に「開示すべき重要な不備がある」ということで、「内部統制は有効でない」と訂正した内部統制報告書を提出する実務が定着してきているのである。そのため、本来、内部統制を有効に機能させることで信頼しうる財務報告を支えることが目的の制度でありながら、その有効性の評価自体が適切に行われていない恐れもある。つまり、後日、何らかの企業不正ないしは虚偽の記載等が露呈した段階で訂正報告書を提出すれば事足りる、ということでのモラルハザードが起きているのではないかということである<sup>6)</sup>。したがって、かかる制度の浸透

- 6) 2008年4月から始まった内部統制報告制度で、決算終了後に公表された内部統制の評価結果については、それぞれの年度ごとに、以下のような状況になっている（金融庁の資料より作成）。

年 度	内部統制は有効である	内部統制は有効でない	評価結果を表明できない	合 計
2009年6月から 2010年5月までに提出分	3,678社 (97.2%)	92社 (2.4%) ※1	15社 (0.4%)	3,785社 (100%)
2010年6月から 2011年5月までに提出分	3,678社 (98.9%)	34社 (0.9%) ※2	6社 (0.2%)	3,718社 (100%)
2011年6月から 2012年5月までに提出分	3,623社 (99.4%)	15社 (0.4%) ※3	6社 (0.2%)	3,644社 (100%)
2012年6月から 2013年5月までに提出分	3,566社 (99.36%)	22社 (0.6%) ※4	1社 (0.04%)	3,589社 (100%)

を図るためには、不正な財務報告の公表等に伴い科される課徴金等の制裁措置と同様の対応策を講じることも喫緊の課題といえる。ただ、そうした制裁措置とは別に、有効かつ適切な企業監査の実施に向け、内部監査、監査役(会)ないしは監査委員会監査、そして、会計監査人監査のすべてにおいて、この内部統制の評価を適切かつ厳格に行うことがますます重要性を増していることに留意すべきものと思われる。

## V 企業監査の課題—伝統的財務諸表監査の限界と変容

国内外における会計不正の歴史を振り返るとき、そこにはいくつかの共通の課題が見えてくる。つまり、ディスクロージャー制度の最後の番人ともされる会計監査人による監査において、必ずしも、適時に発見ないしは摘発されることなく、結果として、監査の失敗となって露呈してしまったということである。そのため、社会からも監査に対する信頼性が揺らぎ、その都度、監査に係る制度の見直し等が図られてきているのである。それは、まさに、

2013年6月から 2014年5月まで に提出分	3,556社 (99.3%)	23社 (0.6%) ※5	2社 (0.1%)	3,581社 (100%)
2014年6月から 2015年5月まで に提出分	3,575社 (99.5%)	18社 (0.5%) ※6	0社 (0%)	3,593社 (100%)

- ※1 この外に、訂正報告書により「有効」から「有効でない」に訂正した会社が8社ある。
- ※2 この外に、訂正報告書により「有効」から「有効でない」に訂正した会社が16社（内9社は2008年度分の訂正）ある。
- ※3 この外に、訂正報告書により「有効」から「有効でない」に訂正した会社が27社（うち6社は2008年度分、10社は2009年度分）ある。
- ※4 この外に、訂正報告書により「有効」から「有効でない」に訂正した会社が51社（うち10社は2008年度分、12社は2009年度分、14社は2010年度分、15社は2011年度分）ある。
- ※5 この外に、訂正報告書により「有効」から「有効でない」に訂正した会社が47社（うち3社は2008年度分、5社は2009年度分、7社は2010年度分、9社は2011年度分、6社は2012年度分、17社は2013年度分）ある。
- ※6 この外に、訂正報告書により「有効」から「有効でない」に訂正した会社が49社（うち2社は2009年度分、8社は2010年度分、9社は2011年度分、13社は2012年度分、13社は2013年度分、2社は2013年度分）ある。

厳格な監査を求めての監査人に対する規制強化となって表れている。しかし、そもそも、かかる不正な財務報告の実行者は企業関係者であるが、そのほとんどに CEO ないしは CFO の経営者が関与していることから明らかなように<sup>7)</sup>、いわゆる経営者不正の防止ないしは発見に焦点を置いた監査がことさら強調されるべきものと思われる。そのためには、経営者の意向ないしは経営理念から成る内部統制の構成要素である統制環境についての評価が極めて重要な意味を有するのである。つまり、会計監査人の監査においても、従来の伝統的な財務諸表監査の下で行われている、試査範囲の決定のための内部統制評価という視点ではなく、誠実かつ健全な企業経営がなされていることを確保するためのコーポレートガバナンスの視点から、内部統制評価を通じて、経営者自身に対する信頼性の評価を行うことが不可欠とされるのである。したがって、その際の評価対象として最も重要な構成要素は統制環境であり、それを念頭に置いた監査こそが、金融商品取引法の下で導入された内部統制監査であったが、そこには当初から幾つかの制約があったのである。つまり、かかる制度は、あくまでも、「財務報告に係る内部統制」を評価対象としており、直接的に財務報告に関わりのないとされる内部統制は埒外に置かれているのである。また、そこでの監査は、内部統制報告書において経営者の表明した有効性に関する意見に関する当否が基本となっているのである。しかし、過去に露呈した不正な財務報告の場合、そのほとんどは、経営者による誤った経営哲学、経営戦略ないしは経営方針を、明示的ないしは黙示的に組織内の関係者に伝達することから仕組まれた不正であることから、その大本をなす経営者の姿勢（Tone at the top）を、直接的に評価対象としなければかかる不正の防止は困難といわざるを得ない。

このように考えるとき、現行の会計監査人による監査において強調される

7) COSO が公表している米国の公開会社における不正な財務報告に関する検証結果によれば、かかる不正に CEO および/ないしは CFO が関与した割合は、1999年度の報告では83%であり、2010年の報告では89%となっている。(Fraudulent Financial Reporting: 1987-1997 An Analysis of U. S. Public Companies, 1999. Fraudulent Financial Reporting: 1999-2007 An Analysis of U. S. Public Companies, 2010.)



べきことは、客観的ないしは公正な目を持って、経営者の誠実性を見抜く力を磨くとともに、適切な経営監視を行うべき監査役ないしは監査委員との密接な連携を踏まえて常に正確な情報を入手できる体制を強化すべきであるということである。

日進月歩といわれる IT 環境の劇的な変革や、企業を取り巻く環境の変化に対応しつつ、複雑化、高度化ないしは国際化の中での事業活動を余儀なくされている企業の監査の場合、伝統的とも思われる監査手続ないしは監査手法をもってしては、多大な時間を投入しなくては監査意見形成のための確たる基礎が得られない。しかし、実際には過年度と同額程度の監査報酬の下で、また、決められた監査マニュアルに従った手続を着実に実施することで、監査意見に到達する場合は通例である。つまり、会計監査人による監査の方法は基本的に大きな見直しのないまま今日に至っているのが実態である。しかし、今問われているのは、企業内における枝葉末節とも思われる膨大な取引や記録等の検証に忙殺されるのではなく、財務報告の責任者である経営者という本丸にメスを入れた監査をどのように実施できるのかということである。ただ、そのための前提として、会計監査人には会計および監査以外の能力および資質を備えていることが求められるのである。すなわち、企業経営の根底をなすビジネス感覚に長けた、そして、経営者と対等以上に意見交換の出来る会計および監査以外の素養をどこまで身に付けているか、そしてまた、劇的に変革する企業環境の動向に対して最新の情報を得て、常に敏感な感性を磨いているかということである。

冒頭に取り上げたエンロン社に係る会計不祥事を契機に、米国では、当時の 5 大会計事務所の一角にあったアーサー・アンダーセン会計事務所が、監査の品質に対する懸念から解散の憂き目を見ることとなった。その際、監査人としての適格性が問題視され、結果として、信頼しうる高品質の監査が遂行されるために、経験豊かな熟練の監査人 (experienced auditor) が強く求められるようになったのである。これこそ、プロフェッショナリズムを体現できる本物の会計プロフェッションたる公認会計士に監査人の原点を求

めようとしたものと解される。

このことから、わが国においても、広く企業監査の有効性および信頼性をさらに高めるためには、今一度原点に立ち返って、会計プロフェッションの育成と、企業経営者の倫理観の醸成を真正面の課題として受け入れることから始めなければならないものと思われる。つまり、企業監査は、成熟したプロフェッションが担うべき社会的業務だということを肝に銘じることで、次世代に繋がる監査を展望することが可能となるであろう。

(筆者は青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授)

#### 【謝辞】

平松一夫先生の退職記念号での末席を汚させていただく機会を得たことに、心より感謝と喜びを感じております。平松先生との出会いは、1978年にコロラド州デンバーで開催された米国会計学会に参加した時であったと記憶しています。前年より先生はワシントン大学客員研究員として留学されていたこともあり、まさに、気鋭の学者ということで眩しい程に輝いていたのを今でも忘れません。以来、40年近く続く交友の中で、学者としての気概、人としての誠実性、そして社会に対する貢献の大切さを学ばせてもらっています。関西学院の申し子として、八面六臂の活躍をなされてこられた平松先生に心より敬意と労いをもって、感謝いたします。本当に有難うございました。